

# 参考4 医療保険制度の財政構造表(平成25年度)

## 1. 財政構造表とは

財政構造表とは、現行の医療保険制度の下、ある年度の医療費を賄うために必要な患者負担、公費、保険料の財源を、各制度別に財政調整等を踏まえ推計したもの。

## 2. 医療保険制度の財政構造

医療保険制度の医療費の財政負担は、65歳未満、前期高齢者、後期高齢者の3つの区分で大きく構造が異なっており、財政構造表においてもこの3区分に分けて財政負担額を推計。

- ・65歳未満 … 制度間の財政調整は基本的になく各医療保険者が、公費負担分を除き、各自の医療給付費を保険料で賄っている。ただし、市町村国保の退職被保険者等の医療給付費については、退職被保険者の保険料で賄えない部分を、被用者保険が総報酬で按分して負担。
- ・前期高齢者 … 前期高齢者の多い保険者の負担を緩和するため、前期高齢者の加入率を用いて制度間の財政調整を行っており、この前期財政調整後の金額を各保険者が負担。
- ・後期高齢者 … 医療給付費の1割を後期高齢者の保険料、5割を公費、4割を被用者保険及び国保からの支援金で賄うことを基本としている。後期高齢者支援金は被用者保険及び国保が加入者数按分(被用者保険間は3分の1総報酬割)で負担するが、前期高齢者に係る後期高齢者支援金には前期高齢者の医療給付と同様、制度間の財政調整がある。

## 3. 留意点

### ① 医療費、医療給付費、患者負担

- ・平成25年4月～平成26年3月診療分の医療費、医療給付費及び患者負担。
- ・医療給付費は医療保険の給付費であり、70歳以上74歳以下の者の一部負担金の引下げに係る「指定公費」、その他公費負担医療の給付費や地方単独事業分の給付費は含まない。
- ・患者負担は、医療費から上記の医療保険給付費を控除したもの。

### ② 公費

- ・公費には、医療給付費の定率で算定される定率公費の他、高額医療費等の共同事業に対する公費、保険料軽減に対する定額公費(医療給付相当分に限る。)等も、医療給付に当てられることとなるため含まれている。
- ・市町村国保の法定外一般会計繰入は公費に含まれていない。

### ③ 所要保険料

- ・所要保険料は医療給付費から上記公費を控除して算出したもので、その年度の医療給付を賄うために必要な保険料となる。なお、市町村国保については、法定外繰入がなかった場合の保険料となる。
- ・実際の保険料は、①傷病手当金等の現金給付や事務費に当てるための保険料も含まれること、②前年度の剰余不足の繰り越しや基金などを活用して設定されること、等から財政構造表の所要保険料額と異なる。

医療保険制度の財政構造表 ー平成25年度ー

(単位：億円)

	協会けんぽ	組合健保	日雇特例	船保	共済	被用者計	市町村一般	退職	市町村国保	国保組合	国保計	若人計	後期高齢者	医療保険計
医療費	58,077	42,667	20	239	13,331	114,334	104,969	7,295	112,265	5,519	117,783	232,117	142,260	374,377
患者負担	13,166	9,428	5	50	2,869	25,519	18,905	1,428	20,333	1,140	21,473	46,992	11,439	58,431
給付費	44,910	33,238	16	189	10,462	88,815	86,064	5,867	91,932	4,379	96,310	185,125	130,821	315,946
給付費(前期調整対象除く)	37,713	30,269	12	156	9,942	78,091	36,495	5,867	42,362	3,167	45,529	123,621	130,821	
所要保険料(軽減後)	31,528	29,984	11	129	9,942	71,593	15,379	1,782	17,161	1,905	19,066	90,659	9,864	
公費	6,185	285	1	28		6,498	21,116		21,116	1,262	22,378	28,877	65,906	
交付金(他制度からの移転)								4,085	4,085		4,085	4,085	55,051	
前期財政調整対象分	19,216	14,498	3	67	4,640	38,425	19,902	1,171	21,073	1,630	22,703	61,128		
給付費(前期調整対象分)	7,198	2,969	4	32	520	10,724	49,569	-	49,569	1,212	50,781	61,504		
前期財政調整(給付費分)	12,019	11,529	-1	35	4,120	27,702	-29,667	1,171	-28,496	419	-28,078	-376		
所要保険料(軽減後)	16,065	14,498	3	67	4,640	35,273	8,386		8,386	964	9,350	44,623		
公費	3,151		0			3,152	11,516		11,516	666	12,182	15,334		
交付金(他制度からの移転)								1,171	1,171		1,171	1,171		
後期高齢者支援金	18,136	16,779	9	67	5,234	40,224	12,577	1,089	13,666	1,537	15,203	55,428		
後期支援金(加入者割)	11,699	9,680	9	42	2,932	24,362	16,121	950	17,070	1,405	18,475	42,837		
後期支援金(総報酬割)	4,867	5,456		20	1,797	12,140			-	74	74	12,214		
前期財政調整(加入者割)	1,074	1,087	-0	3	321	2,485	-3,544	140	-3,404	51	-3,353	-869		
前期財政調整(総報酬割)	496	556		2	183	1,238			-	8	8	1,245		
所要保険料(軽減後)	16,041	16,779	8	67	5,234	38,129	5,395		5,395	926	6,321	44,450		
公費	2,095		1			2,095	7,182		7,182	611	7,793	9,889		
交付金(他制度からの移転)								1,089	1,089		1,089	1,089		
退職拠出金(保険料負担)	2,663	2,648	-	11	983	6,305			-	40	40	6,345		
財政負担計	77,727	64,193	24	301	20,800	163,046	68,974	1,782	70,756	6,375	77,131	240,177	75,770	315,946
所要保険料(軽減後)	66,296	63,909	22	274	20,800	151,300	29,159	1,782	30,941	3,836	34,777	186,077	9,864	195,941
65歳未満	62,909	62,521	18	258	20,528	146,235	17,598	1,782	19,380	3,425	22,805	169,040		
前期高齢者	3,387	1,387	4	16	272	5,066	11,561	-	11,561	411	11,972	17,038		
公費	11,431	285	2	28		11,745	39,814	-	39,814	2,539	42,353	54,099	65,906	120,005
国	11,431	285	2	28		11,745	28,585		28,585	2,539	31,124	42,869	42,565	85,435
都道府県							9,373		9,373		9,373	9,373	12,471	21,844
市区町村							1,856		1,856		1,856	1,856	10,870	12,726
加入者数(万人)	3,545	2,927	2	13	889	7,375	3,257	192	3,449	298	3,747	11,122	1,527	12,649
65歳未満	3,351	2,844	1	12	875	7,083	2,064	192	2,255	266	2,521	9,605		
前期高齢者	195	83	0	1	13	292	1,193		1,193	32	1,225	1,518		
総報酬(億円)	749,973	840,669		3,049	276,981	1,870,673				11,364	11,364	1,882,036		
65歳未満	711,658	822,422		2,871	273,362	1,810,313				10,783	10,783	1,821,096		
前期高齢者	38,315	18,247		178	3,619	60,360				581	581	60,940		
加入者1人当たり所要保険料(万円)	18.7	21.8	12.2	21.4	23.4	20.5	9.0	9.3	9.0	12.9	9.3	16.7	6.5	15.5
所要保険料率(医療給付分)	8.8%	7.6%		9.0%	7.5%	8.1%								

(注) 生活保護等の公費負担医療は含まない。